

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 21 年 7 月 14 日(火) 午後 1 時 30 分から

場所 ホテル横浜ガーデン 5階ライラック

次 第

開 会

健康福祉局長あいさつ

新任委員紹介

定足数確認報告

前回議事録要旨報告

議 事

- 1 平成 21 年度国民健康保険事業費会計補正予算について

- 2 特定健康診査等の実施状況について

- 3 今年度の制度改正等について
 - (1) 出産育児一時金の額の改正等について
 - (2) 高額医療・高額介護合算制度について
 - (3) その他

- 4 国保財政の健全化に向けた今後の取組について

閉 会

議事 1 平成 21 年度国民健康保険事業費会計補正予算について

平成 21 年度横浜市国民健康保険事業費会計において、20 年度の歳入不足を補うための繰上充用補正と介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受入れ、保険料の軽減を図る議案を平成 21 年第 2 回市会定例会に提出し、5 月 29 日に議決されました。

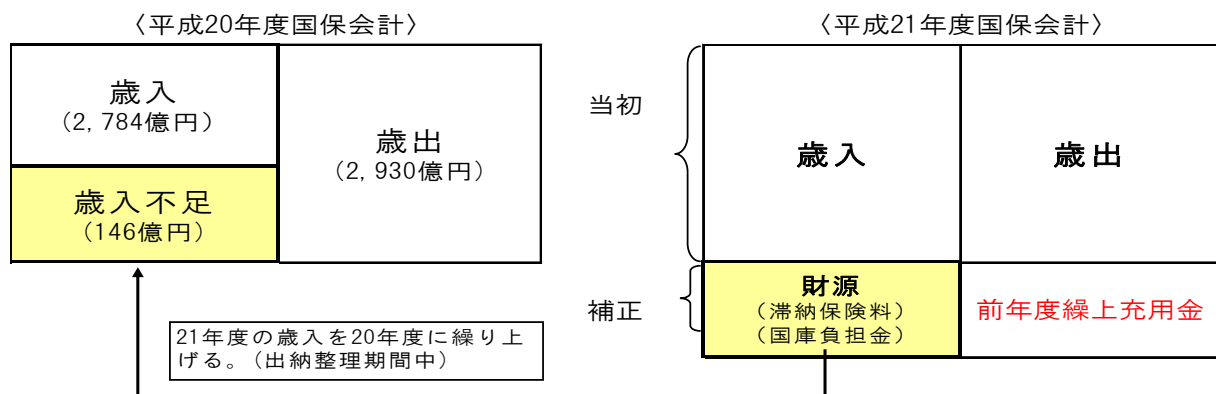
1 平成 20 年度歳入不足見込額に対する繰上充用金の補正について

(1) 平成 20 年度国保会計の収支状況

平成 20 年度国保会計の収支については、歳出における一般被保険者給付費の超過と、歳入における保険料の収納額の減等により約 146 億円（決算見込では 142 億円）の収支不足が生じる見込みです。

この不足を補填するため、21 年度の歳入を 20 年度に繰り上げて補填します。

■ 繰上充用補正



(2) 赤字要因について

赤字が生じた要因は次のとおりです。

要因		影響額	説明
歳出	一般給付費の増	56億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者の後期高齢者医療制度との選択制による国保残留 ・ 退職者医療制度改正による一般被保険者数の見込増等
歳入	保険料収納額の減	▲47億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率の高い75歳以上が長寿医療制度へ移行したこと、及び給付費の増に見合う保険料を賦課していないこと ・ 税制改正に伴う19年度保険料の還付金発生 ・ 前年度繰上充用金の補填
	国及び県費の減	▲23億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県調整交付金額の減 ・ 療養給付費負担金の減
	その他収入の減	▲20億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金を上回ったことによる影響 ・ 退職者にかかる交付金の19年度精算分

○ 一般給付費が増加した理由

- ① 65歳～74歳の重度障害者について、予算編成後に国保と長寿医療制度（後期高齢者医療制度）との選択制が導入されたため、国保を選択した人の医療費が一般被保険者の給付費として増加したこと
- ② 退職者医療制度改正により、一般被保険者数が見込みを大きく上回ったこと

【保険給付費等の推移】

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
被保険者数 (老人除く)	一般	711,322	711,811	708,378	698,398	900,131
	退職	190,741	207,501	223,354	236,670	53,667
	合計	902,063	919,312	931,732	935,068	953,798
法定給付費 (単位：百万円)	一般	105,073	110,268	108,249	115,002	177,939
	退職	55,931	62,620	67,818	75,164	17,017
一人あたり給付費 (単位：円)	一般	147,715	154,912	152,812	164,665	197,681
	退職	293,230	301,782	303,635	317,590	317,085

○ 保険料収納状況

現年度分収納率は、87.33%であり、前年度より2.07ポイント低下する見込みです。これは、収納率の高い高齢者が長寿医療制度へ移行したことによるものです。

滞納繰越分徴収額は、46.86億円であり、同じ保険証更新年度でない18年度と比較すると0.53億円の増ですが、前年度比では3.37億円の減となっております。

【19年度決算との比較】

(単位：百万円)

	19年度決算		20年度決算見込		増減	
現年度分	96,101	89.40%	71,987	87.33%	△ 24,114	△ 2.07%
滞繰分	5,023	17.60%	4,686	16.70%	△ 337	△ 0.90%
現・滞総合	101,124	74.34%	76,673	69.40%	△ 24,451	△ 4.94%

【保険料収納率の推移】

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度見込
現年度分	87.93%	88.76%	89.08%	89.40%	87.33%
滞納繰越分	16.58%	18.03%	16.09%	17.60%	16.70%

(3) 他都市の状況

政令市18市中、次の10市が赤字を見込み繰上充用を行いました。

(単位：億円)

政令市	札幌市	新潟市	千葉市	浜松市	京都市	大阪市	堺市	岡山市	福岡市	横浜市
決算値	▲16	▲13	▲18	▲2	▲96	▲365	▲68	▲20	▲69	▲146

2 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の受入れに伴う保険料の軽減について

(1) 補正予算の内容

介護従事者の処遇改善のための介護報酬引き上げに伴い、40～64歳の被保険者が負担する国民健康保険料【介護分】の上昇を抑えるため、国の補正予算により「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」が措置され、これを財源とする基金が神奈川県国民健康保険団体連合会内に設置されましたので、平成21年度から2か年にわたり受け入れます。

なお、本年度は影響額の全額相当が、22年度は1/2相当が交付される予定です。

(2) 今回の補正による保険料率の軽減

交付金（約2.4億円）を受け入れることにより、被保険者が負担する保険料（賦課）総額が減少するため、国民健康保険料【介護分】の〈均等割〉〈所得割〉が軽減されます。

	前年度	当初予算 ①		補正後 ②		
		料率(額)	対前年度	料率(額)	対前年度	対当初予算
均等割 (円)	12,350	12,600	+250	12,240	△110	△360
所得割 (率)	0.34	0.32	△0.02	0.31	△0.03	△0.01

<参考>平成21年度横浜市国民健康保険事業費会計補正予算（5月29日議決）

歳入

(千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		83,561,726	13,355,766	96,917,492
	1 国民健康保険料	83,561,726	13,355,766	96,917,492
3 国庫支出金		63,854,800	1,000,000	64,854,800
	1 国庫支出金	63,854,800	1,000,000	64,854,800
10 諸収入		942,097	244,234	1,186,331
	2 雑入	936,817	244,234	1,181,051
歳入合計		299,697,755	14,600,000	314,297,755

歳出

(千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		299,697,755	14,600,000	314,297,755
	4 前年度繰上充用金	0	14,600,000	14,600,000
歳入合計		299,697,755	14,600,000	314,297,755

議事 2 特定健康診査等の実施状況について

1 平成 20 年度の実施状況について

(1) 特定健康診査の実施状況

平成 20 年度の特定健診の受診率は、**21.94% (受診者数 127,783 人)** と、初年度の目標である**20%を超える結果となりました**が、引き続き受診勧奨、及び制度理解の促進、外部委託のための実施体制の確保等が必要です。

また、年齢別の受診率は、**65 歳未満が 16.83%、65 歳以上が 27.13%**と年齢が高いほど受診率も高くなる傾向があります。区別の受診率は、最高が泉区 (25.27%)、最低が中区 (16.67%) となっています。

表 1 区別特定健診受診者数等 (区別)

	対象者数	受診者数	受診率	受診率	
				40～64歳	65～74歳
横浜市計	582,499人	127,783人	21.94%	16.83%	27.13%
鶴見	44,288人	8,352人	18.86%	14.68%	24.51%
神奈川	35,470人	7,205人	20.31%	16.18%	25.18%
西	14,191人	2,817人	19.85%	15.74%	25.22%
中	24,734人	4,124人	16.67%	14.09%	21.00%
南	37,144人	7,017人	18.89%	14.24%	24.28%
港南	38,081人	9,303人	24.43%	18.19%	29.57%
保土ヶ谷	36,133人	7,835人	21.68%	16.00%	27.39%
旭	44,564人	10,656人	23.91%	17.56%	29.04%
磯子	28,961人	6,154人	21.25%	16.31%	25.88%
金沢	32,630人	7,881人	24.15%	19.62%	27.83%
港北	44,514人	9,440人	21.21%	17.44%	25.46%
緑	26,566人	5,912人	22.25%	17.87%	26.31%
青葉	37,778人	8,534人	22.59%	17.78%	28.08%
都筑	23,603人	5,143人	21.79%	16.76%	28.37%
泉	26,877人	6,792人	25.27%	18.69%	30.92%
栄	21,899人	5,148人	23.51%	17.99%	27.43%
戸塚	41,985人	10,567人	25.17%	19.46%	30.00%
瀬谷	23,081人	4,903人	21.24%	15.40%	26.67%

(2) 特定保健指導の実施状況

特定健診の結果、特定保健指導の対象と判定された 15,624 人（受診者の 12.23%）に対して保健指導利用券を発行しましたが、そのうち実際に利用した者は、**873 人（利用率 5.59%）** に留まっています。

表 2 特定保健指導利用数及び利用割合（区別）

	保健指導 対象者数	利用者数			利用率
		積極的	動機付		
横浜市計	15,624人	873人	131人	742人	5.59%
鶴見	1,176人	39人	7人	32人	3.32%
神奈川	868人	34人	6人	28人	3.92%
西	338人	17人	8人	9人	5.03%
中	516人	10人	3人	7人	1.94%
南	846人	39人	3人	36人	4.61%
港南	1,143人	71人	5人	66人	6.21%
保土ヶ谷	891人	45人	12人	33人	5.05%
旭	1,284人	134人	17人	117人	10.44%
磯子	718人	41人	4人	37人	5.71%
金沢	908人	66人	3人	63人	7.27%
港北	1,161人	71人	15人	56人	6.12%
緑	723人	64人	11人	53人	8.85%
青葉	947人	71人	13人	58人	7.50%
都筑	669人	42人	4人	38人	6.28%
泉	815人	18人	2人	16人	2.21%
栄	657人	31人	1人	30人	4.72%
戸塚	1,269人	29人	7人	22人	2.29%
瀬谷	695人	51人	10人	41人	7.34%

2 平成 21 年度の実施状況について

(1) 対象者の拡大について

平成 20 年度には特定健診の対象とならなかった次の者について、平成 21 年度から新たに対象としています。

ア 年度中において75歳の誕生日を迎える者

特に年度の後半に誕生日を迎える者については、75歳の誕生日を迎え後期高齢者医療の対象となるまでの間、当該年度の大半に健診の機会が無かったため（国の基準の改正による拡大）。

イ 当該年度の4月2日以降に本市国民健康保険の資格を取得した者

健診の機会が無いまま、加入保険を異動した者についても受診を保障するため（本市独自施策としての拡大）。

(2) 受診券の発送について

昨年度に引き続き、対象者約 60 万人に受診券を発送し、受診勧奨を行っています。21 年度からは、受診券の送付回数を 5 月下旬及び 8 月上旬の年 2 回としています。

	対象者	送付時期	発送人数
第1回	4～11 月生まれの人	平成 21 年5月下旬	約 38 万人
第2回	12～3月生まれの人	平成 21 年8月上旬	約 22 万人

※ 21 年度から新たに対象となった(1)ア、イの者については、受診券の発送は行わず、本人の申請により区役所窓口で受診券を発行しています。

(3) 被保険者等への広報について

ア 広報よこはま 6 月号への記事掲載

イ 国保ホームページへの掲載

ウ 保険料額決定通知書に同封のリーフレット「国保だより」で、特定健診・保健指導について、全被保険者へお知らせ。

【参考】平成 20 年度 政令市の特定健康診査受診率の状況（見込み）

横浜市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	新潟市	静岡市	浜松市
約 22%	約 14%	約 47%	約 33%	約 34%	約 21%	約 30%	約 14%	約 19%
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
約 25%	約 21%	約 16%	約 26%	約 20%	約 24%	約 11%	約 21%	約 15%

大阪市調べ

議事 3 今年度の制度改正等について

(1) 出産一時金の額の改正等について

ア 出産育児一時金の額の改正

出産に係わる被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、健康保険法施行令等に規定する出産育児一時金等の支給額を、本年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産についての暫定措置として、4 万円 (38 万円→42 万円)を引き上げるものであることとして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されています。

この改正は、緊急の少子化対策のためであることから、本市国保においても出産育児一時金を、4 2 万円に増額するよう、本市国保条例の改正を予定しています。

イ 出産育児一時金等の医療機関への直接支払い制度の創設

緊急の少子化対策としての出産育児一時金等の見直しの一環として、「出産育児一時金等の医療機関への直接支払い制度」を、本年 10 月 1 日からの支給額の引上げと合わせて実施することを予定しています。

これまで、出産費用を医療機関などでいったん支払ったあと、出産育児一時金の給付を受けることが原則であったところ、出産育児一時金に相当する額を医療機関が保険者に請求する仕組みを設けることで、出産費用から出産育児一時金に相当する額を差し引いた額を医療機関に支払うことになります。つまり、出産の際に用意する現金を少なくできるメリットがあります。

現在、横浜市国保では被保険者の経済的負担を軽減することを目的とした、受領委任払い制度を独自に行っていますが、直接支払い制度の運用開始に伴い同制度を廃止します。

～緊急の少子化対策について～

平成 20 年 12 月の社会保障審議会医療保険部会で緊急的な少子化対策として出産育児一時金の見直し（4 万円の増額）が提示された。

緊急的とは、当面 2 年間の暫定措置であることを指しているが、これは第 2 次ベビーブーマー世代の出産適齢期である期間を意識したものである。

(2) 高額医療・高額介護合算制度について

ア 制度の概要

本制度は、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日^{※1}）の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が一定額を超える場合に負担が軽減されるものです。

世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額^{※2}が、新たに設定する自己負担限度額^{※3}を超えた場合に支給されます。

※1 初年度の平成20年度については、4月1日から制度が施行されていることから、経過措置として、当該期間を同日から平成21年7月31日までとされる（12→16か月間）とともに、自己負担限度額については、通常額の4/3倍の額となる。

ただし、経過措置の16か月で算出した支給額より、通常12か月で算出した支給額の方が高額となる場合は、通常12か月で算出した額を支給する。

※2 保険給付の対象となる療養の一部負担金（3割など医療機関で本人が負担する部分）を対象とする。保険給付の対象とならない食費・標準負担額や差額ベッド代などは含まれない。

また、高額療養費などが支給されている場合は自己負担額から除くほか、70歳未満の場合は一部負担金が同一医療機関で1か月に21,000円を超えるものが合算対象となる。

(※3) 12か月の場合の自己負担限度額

	後期高齢者医療と 介護保険の負担の合計の 限度額	国保または被用者保険と 介護保険の負担の合計の 限度額（70歳～74歳）	国保または被用者保険と 介護保険の負担の合計の 限度額（70歳未満）
現役並み所得	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得Ⅱ	31万円	31万円	34万円
低所得Ⅰ	19万円	19万円	

イ 基本的な手続き

支給を受けようとする場合は、基準日（7月31日）に加入する医療保険に支給の申請を行います。

ウ 支給に至る手続

申請は、基準日（7月31日）に加入している国民健康保険・後期高齢者医療の場合は平成22年1月から、高額医療・高額介護合算療養費支給の申請の受付を開始する予定です。

(3) その他

被保険者証一斉更新について

国保被保険者証は有効期限を奇数年9月30日としており、2年ごとに一斉更新を行っています。今年度は9月に約95万人の被保険者証を一斉更新します。

議事 4 国保財政の健全化に向けた今後の取組について

歳入・歳出両面においてあらゆる手段を講じ、国保財政の健全化に取り組みます。

21年度においては、20年度の赤字要因を取り除くとともに各種収納対策、資格適正化、医療費適正化等により単年度黒字を目指します。

また、21年度中に赤字解消計画を策定し、その計画に沿って次年度以降も着実に単年度黒字を積み重ね、赤字の早期圧縮を図ります。

1 平成 21 年度予算での対応

- (1) 一般給付費の増 ……………65 歳～74 歳の重度障害者の給付費を予算化
- (2) 保険財政共同安定化事業……………拠出金が交付金を上回る部分を保険料に予算化
- (3) 療養給付費負担金（国費）……………20 年度交付決定の際の減額部分が精算され、21 年度に交付予定

2 歳入における取組

(1) 収納対策

平成21年1月に行政運営調整局に歳入確保強化担当が設置され、全庁的に収入未済額の圧縮に取り組むことになり、税及び国民健康保険料において平成21年度の取組目標が示されるとともに、区における保険年金課収納担当と税務課滞納整理担当との連携の仕組が構築されるなど、協力して歳入確保を進める動きが促進されています。

ア 現年度分目標収納率・・・88.5%（12月末 66%）

被保険者証の一斉更新を活かし、滞納者との接触を確保するとともに、口座振替勧奨の徹底や地区担当員の活用などにより、目標の達成を目指します。

イ 滞納繰越分目標収納額・・・51.5億円（12月末39億円）

税務部門との連携による滞納整理を強力に推進して債権の確保を図るとともに、時効による不納欠損を削減し、徴収に結びつけてまいります。

	19 年度実績	20 年度実績	21 年度目標	対 H20 実績
現年度収納率 (%)	89.38%	87.33%	88.5%	+1.17
滞納繰越徴収額 (億円)	50.2 億円	46.8 億円	51.5 億円	+4.7 億円

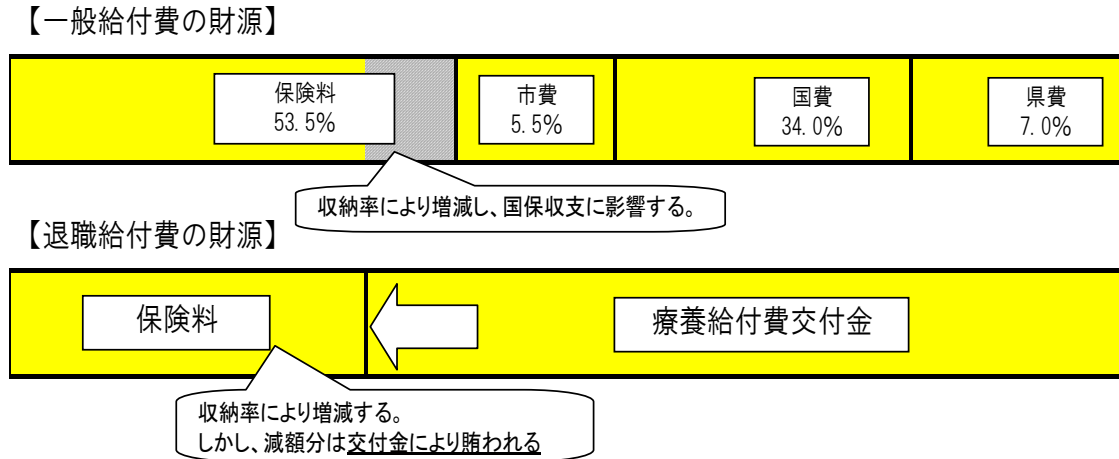
(2) 国調整交付金（医療分）の獲得に向けた取組

国普通調整交付金（医療分）は、被保険者の所得水準を反映する理論上の収入と実際の医療費により算出されます。所得水準が一定以上で医療費が低く抑えられている本市は国保制度創設以来、交付金を受けたことがなく、国保財政を逼迫する一因となっています。このように交付金の算定方法は合理性を欠くものであることから、見直しを図るよう、引き続き厚生労働省に働きかけます。

3 歳出における取組

(1) 資格適正化（退職者医療該当者の把握・適用）

年金受給権者の把握を通じ、退職者医療制度への職権適用事務や退職者医療制度適用届出の勧奨事務を実施します。



(2) 医療費適正化（レセプト点検等）

本市レセプト点検員の点検を行った結果によりレセプトの再審査を申請することや第三者行為に該当する分の加害者等への求償を実施し、給付医療費の適正化を図ります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及のため、広報やカードの配布を行います。

4 その他

(1) 保険料賦課のあり方について検討